

**CALCUL CREDIT IMPÔT RECHERCHE (CIR) 研究開発税額控除(CIR)適用例**

|    | 支出項目                                | 基本金額<br>単位 ユーロ | 実質支出<br>単位 ユーロ   | CIR 適用額<br>単位ユーロ |
|----|-------------------------------------|----------------|------------------|------------------|
| 1  | 減価償却費                               | 30 000         | 30 000           | 30 000           |
|    | 研究担当者給与<br>エンジニア 2 人                | 45 000 x 2     | 90 000           | 90 000           |
|    | 技師(バカロレア+2年経験)2人                    | 30 000 x 2     | 60 000           | 60 000           |
|    | 研究者給与合計                             |                | 150 000          | 150 000          |
|    | 若年博士給与                              | 35 000 x 1     | 35 000           | 70 000           |
| 2  | 対象担当者給与 小計                          |                | 185 000          | 220 000          |
|    | 運営費                                 |                |                  |                  |
|    | 減価償却費の 75%                          | 30 000 x 75%   |                  | 22 500           |
|    | 人員経費の 50%                           | 150 000 x 50%  |                  | 75 000           |
|    | 若年ドクター100%                          | 35 000 x 2     |                  | 70 000           |
| 3  | 運営費 小計                              |                |                  | 167 500          |
| 4  | 特許費                                 |                | 30 000           | 30 000           |
| 5  | 公的機関へ研究開発外部委託費                      | 300 000        | 300 000          | 600 000          |
| 6  | 認定民間企業へ研究開発外部委託費                    | 300 000        | 300 000          | 300 000          |
| 7  | 技術モニタリング費                           |                | 60 000           | 60 000           |
|    | 1,2,3,4,5,6,7 の小計                   |                | 905 000          | 1 347 500        |
| 8  | 返還義務のある交付金前払い金                      |                |                  | - 50 000         |
| 9  | コンサルタント料                            |                |                  | 0                |
|    | TOTAL 合計                            |                |                  | 1 297 500        |
|    | CIR 30% CIR は 30%                   |                |                  | 389 250          |
| 10 | 法人税総額                               |                |                  | 0                |
|    | <b>CIR 適用総額</b>                     |                |                  | <b>389 250</b>   |
|    | <b>研究開発合計<br/>(905 000-389 250)</b> |                | 515 750<br>= 57% |                  |

支出が 1 億ユーロかそれ以下の場合、CIR は 30%、総額が 1 億ユーロ以上なら 5%

## CALCUL CREDIT IMPÔT INNOVATION (CII)

### イノベーション税額控除(CII)適用例

|    | 支出項目                                     | 基本金額<br>単位 ユーロ                     | 実質出費<br>単位ユーロ    | CII 適用額<br>単位ユーロ |
|----|--|------------------------------------|------------------|------------------|
| 1  | 減価償却費                                    | 30 000                             | 30 000           | 30 000           |
|    | 担当者給与<br>技師(バカロレア+2年経<br>験)2人            | 30 000 x 2                         | 60 000           | 60 000           |
| 2  | 運営費<br>減価償却費の 75%<br>人員経費の 50%           | 30 000 x<br>75%<br>60 000 x<br>50% |                  | 22 500<br>30 000 |
| 3  | 運営費 小計                                   |                                    |                  | 52 500           |
| 4  | 特許維持、保護費                                 |                                    | 30 000           | 30 000           |
| 5  | 認定企業への研究開発外部<br>委託費                      | 100 000                            | 100 000          | 100 000          |
|    | 1,2,3,4,5 の小計                            |                                    | 220 000          | 272 500          |
| 8  | 交付金                                      |                                    |                  | - 50 000         |
| 9  | コンサルタント料                                 |                                    |                  | -0000            |
|    | 合計                                       |                                    |                  | 225 000          |
|    | CII は 20%                                |                                    |                  | 45 000           |
| 10 | 法人税総額                                    |                                    |                  | 0                |
|    | <b>還付される CII 適用額</b>                     |                                    |                  | 45 000           |
|    | <b>イノベーション関連合計<br/>(905 000-389 250)</b> |                                    | 175 000<br>= 80% |                  |

1年間の上限の総額：400 000 ユーロ、これはイノベーション税額控除の上限である 80 000 ユーロに相当。率にすると 20%。

## 研究開発税額控除 (CIR)

研究と競争力を支援する財政援助。フランス国内に恒久的施設があり、所得税(IR)、法人税(IS)の課税対象企業であれば、工業、商業、農業分野で規模にかかわらず国籍を問わず受けることができる。

定義：

控除を受けるに適格かどうか：「製品、プロセス、プログラムの改良、創出にオリジナリティと実質的な改良が認められること。単に最先端の技術を使っただけでは不十分。適格と認められるには最先端の先をいくことが前提とされている。つまり、既存の知識で解決されるのであればその研究は適格ではない。逆に、こうした既存の知識で十分ではなければ、その研究は望ましい成果を得るために必要であると判断される。

適格研究とは：

- 基礎研究（特性、構造、物理・自然現象分析など医学生理学化学分析を通して明らかになる事実を体系化する）
- 応用研究（基礎研究の成果に基づく応用可能性を判断する）
- 実験開発研究（新たなプロセス、製品を生み出すために技術的要素を結集すべくプロトタイプ（試作品）やパイロット設備を使う）

## イノベーション税額控除 (CII)

新製品のためのパイロットプラントやプロトタイプ設計をしている企業の支出(EU 法もとでは CII(イノベーション税額控除)に適格である

新製品が有形あるいは無形の財産である：

- 新製品がまだ市場に投入されていない
- 新製品が技術、コンセプト、人間工学あるいは機能性でのすぐれた性能により既存の従来製品と区別される

プロトタイプが将来の工業製品の予兆となる  
新たな市場へ参入できるプロトタイプの提案

## 公的融資

### 地方自治体の企業への補助金

地方自治体は外国企業の該当地域への進出や企業の成長を支援する（不動産、設備、ソフト、雇用、教育等の計画に対して）

地方自治体はまた、助成金、融資、免税等の形で支援できる

- 不動産投資計画：土地購入、建造物建設など
- 設備投資計画：設備やソフト面への投資
- 雇用/教育計画：従業員募集支援（エンジニア、博士、ハイレベルの技師など）、大学、高等教育機関（グランゼコール）、研究所など公的機関への橋渡し

### フランス公的投資銀行によるイノベーションへの補助金

### 欧州の補助金

**CEFIR コンサルティングでは企業への仲介及びフランスへの進出に必要な書類分析を最適なものにする為に、その道専門の弁護士事務所と補完しあいながら作業を進めています。**

## 用語解説：

研究用に新たに取得した有形無形の財産の**減価償却**（例：ソフト、研究室など）

**担当者への給与**：実質給与＋有給休暇＋社会保障＋共済＋投資分担金

**研究者**：製品、プロセス、方法について知識の創造にかかわる科学者（博士）或いはエンジニア

**技術研究者**：バカロレア取得後2年間修養レベルの者で研究者を補佐する

**若年博士**（税務上の定義）：学位論文審査を経て博士号を取得し、当該企業が最初の就職先であること。CIRでは給与は2倍で算入される

**運営費**：経営費の見積もり課税の合計

**特許費**：減価償却、登録、メンテナンス、保護、保険

研究省による**認定企業への外部委託**（合計は最大200万ユーロか1000万ユーロ）

**公的機関への外部委託**：大学、大学の研究室、カルノー認定機関、工業機械技術研究所など

**技術動向モニタリング**：科学雑誌購読、基礎データ使用、科学学会への参加、プロバイダーの請求